

平成25年3月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成25年3月8日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 平成25年3月8日 午前9時4分宣告

開 議 平成25年3月8日 午前9時4分宣告（第1日）

応召議員 1番 森 正彦 2番 片岡 勝一 3番 松浦 隆起
4番 岡村 統正 5番 坂本 貞雄 6番 中村 卓司
7番 氏原 義幸 8番 松本 正人 9番 永田 耕朗
10番 西村 清勇 11番 今橋 壽子 12番 嶋崎 正彦
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

不応召議員 な し

出席議員 1番 森 正彦 2番 片岡 勝一 3番 松浦 隆起
4番 岡村 統正 5番 坂本 貞雄 6番 中村 卓司
7番 氏原 義幸 8番 松本 正人 9番 永田 耕朗
10番 西村 清勇 11番 今橋 壽子 12番 嶋崎 正彦
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名
町 長 榎並谷哲夫 教育次長 岩本 敏彦
副町長 西森 勝仁 産業建設課長 渡辺 公平
教育長 川井 正一 健康福祉課長 下川 芳樹
会計管理者 西森 恵子 町民課長 横山 覚
総務課長 岡林 護 国土調査課長 氏原 敏男
税務課長 河添 博明 農業委員会事務局長 氏原 謙
滞納整理課長 岡本 直美 病院事務局長 笹岡 忠幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 泰富

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

会議録署名議員の指名 議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。
8番 松本 正人 10番 西村 清勇

平成25年3月佐川町議会定例会議事日程（第1号）

平成25年 3月 8日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長挨拶並びに行政報告
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 同意案第1号 佐川町監査委員の選任について
- 日程第7 議案第1号 平成24年度佐川町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第8 議案第2号 平成24年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第3号 平成24年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第4号 平成24年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第5号 平成24年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第6号 平成25年度佐川町一般会計予算
- 日程第13 議案第7号 平成25年度佐川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第8号 平成25年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

- 日程第 15 議案第 9 号 平成 25 年度佐川町学校給食特別会計予算
- 日程第 16 議案第 10 号 平成 25 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 17 議案第 11 号 平成 25 年度佐川町特定環境保全公共下水道事業特別会計
予算
- 日程第 18 議案第 12 号 平成 25 年度佐川町介護保険特別会計予算
- 日程第 19 議案第 13 号 平成 25 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 20 議案第 14 号 平成 25 年度佐川町水道事業特別会計予算
- 日程第 21 議案第 15 号 平成 25 年度佐川町病院事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 16 号 佐川町課設置条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 17 号 特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関
する条例の一部改正について
- 日程第 24 議案第 18 号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に
ついて
- 日程第 25 議案第 19 号 佐川町都市公園条例の制定について
- 日程第 26 議案第 20 号 佐川町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に
関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 27 議案第 21 号 佐川町債権管理条例の制定について
- 日程第 28 議案第 22 号 佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運
営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 29 議案第 23 号 佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設
備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定め
る条例の制定について

- 日程第 30 議案第 24 号 佐川町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 31 議案第 25 号 牧野富太郎ふるさと館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 32 議案第 26 号 佐川町公営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 33 議案第 27 号 佐川町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第 34 議案第 28 号 佐川町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第 35 議案第 29 号 佐川町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 36 議案第 30 号 佐川町給水条例の一部改正について
- 日程第 37 議案第 31 号 佐川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第 38 議案第 32 号 佐川町総合文化センター設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第 39 議案第 33 号 佐川町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について
- 日程第 40 議案第 34 号 佐川町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 41 議案第 35 号 加茂地区住民センター・老人憩いの家の指定管理者の指定について
- 日程第 42 議案第 36 号 斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定について
- 日程第 43 議案第 37 号 ふれあいの里尾川の指定管理者の指定について

- 日程第 44 議案第 38 号 佐川町多目的集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 45 議案第 39 号 牧野富太郎ふるさと館の指定管理者の指定について
- 日程第 46 議案第 40 号 佐川町立図書館の指定管理者の指定について
- 日程第 47 議案第 41 号 佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定管理者の指定について
- 日程第 48 議案第 42 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 49 議案第 43 号 平成 24 年度佐川町水道事業特別会計資本剰余金の処分について
- 日程第 50 議案第 44 号 こうち人づくり広域連合規約の変更について
- 日程第 51 議案第 45 号 高吾北広域町村事務組合規約の変更について
- 日程第 52 議案第 46 号 日高村佐川町学校組合規約の変更について

議長（永田耕朗君）

ただいまから、平成 25 年 3 月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、8 番松本正人君、10 番西村清勇君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（藤原健祐君）

おはようございます。3 月定例会の会期及び運営につきまして、3 月 1 日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日 3 月 8 日を開会日とし、請願・陳情について、同意案の採決、議案は上程、説明までとします。その後、各常任委員会を開催します。9 日土曜日、10 日日曜日は休会とします。11 日月曜日、12 日火曜日は、一般質問を行います。13 日水曜日は、予算勉強会のため休会とします。14 日木曜日と 15 日金曜日午前中は、町内中学校の卒業式のため、午後からは議案審議、討論、採決を行い、閉会とします。

本定例会の会期は、3 月 8 日から 15 日までの 8 日間に決定しましたので、報告します。なお、運営については、議長に一任をいたしますので、よろしくお願ひします。

議長（永田耕朗君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 3 月 15 日までの 8 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 15 日までの 8 日間に決定しました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

12 月定例会後の重立ったものについて、報告します。

初めに、12 月 19 日、平成 24 年第 4 回日高村佐川町学校組合議

会が招集され、出席しました。提出されました議案は、予算案1件でありました。一般会計補正予算は、463万9,000円増額するもので、小学校体育館の緞帳等を整備するものでした。

12月22日、国道33号西バイパス開通式へ御案内を受け、出席しました。今回は、天神インターから鎌田インター区間の供用開始でありましたが、早期に全線開通を願うものであります。

1月10日、新春恒例のえびす祭りが行われ、皆さんとともに参加しました。商工業の振興と佐川町の発展を祈願し、おなばれでは、商工会関係者や保育園児などとともに、太鼓や子どもみこしなど、にぎやかなかけ声とともに商店街を練り歩きました。

1月13日、平成25年佐川町成人式が桜座において開催され、皆さんとともに出席しました。式典は、大変厳粛に行われ、議会を代表して132名の新成人にお祝いを申し上げてまいりました。記念行事として、「生命と言葉のはざまで一牧野富太郎」と、「牧野日本植物図鑑」の上映があり、新成人たちとともに鑑賞してまいりました。

1月22日、大月町議会だより発行調査特別委員会が視察研修に來られ、本町の議会広報編集委員会の取り組みについて御説明や意見交換を行いました。

1月29日、加茂小学校屋内体育館竣工落成式典及び祝賀会の御案内を受け、出席しました。

2月12日、高知県町村議会議長会理事会が高知県自治会館で開催され、出席しました。協議事項は、第64回定期総会に関するものと、高知県町村長・町村議会議長大会の運営に関するものであります。

2月14日、友好姉妹都市の締結を行っている北見市との姉妹都市災害時等相互応援に関する協定調印式に出席し、御祝辞を申し上げてまいりました。これは、被災市町における応急復旧・復興対策等を迅速かつ円滑に遂行するために相互応援体制を確立するものです。

2月25日、高知県町村議会議長会第64回定期総会が、高知共済会間で開催され、事務局とで出席しました。定期総会では、全国町村議会議長会表彰の伝達の後、会務報告など報告3件、平成25年度議会議長会運営方針、一般会計予算など3議案が審議され、原案どおり決定されました。

引き続き、高知県町村長・町村議会議長大会が、クラウンパレス新阪急高知で開催されました。この大会は、執行部と議会が一体となった取り組みで、喫緊の課題である南海トラフ巨大地震対策の推進について5項目、農山漁村の再生と活性化について6項目の要望事項を決議し、高知県県選出国會議員、関係行政機関へ実行運動を展開していくことに決定しました。

3月1日、県立佐川高等学校卒業式の御案内をいただき出席しました。大変厳粛で、素晴らしい卒業式でありました。地元高等学校のますますの御発展を願うものです。

3月3日、平成24年度高吾北地区消防団連合演習が、越知町宮の前公園で行われ、祝辞を申し上げてまいりました。当日は、礼式訓練、模範操法、放水訓練協議などが行われ、素晴らしい連合演習でありました。

3月4日、高吾北広域町村事務組合議会第1回定例会が招集され、出席しました。諸般の報告では、各施設の運営状況等の報告があり、その重立ったものでは、衛生センターのし尿処理量は、1万3,024キロリットルで、昨年同時期と比較して約1%の減となっています。また、施設は老朽化が著しいため、25、26、27年度で改修工事を行うとのことでした。清掃センターのゴミ総処理量は、7,812トンで、うち佐川町は、4,177トンで、全体の53%となっています。金属類、紙類、ペットボトル等の資源化量は1,065トンで、総量の約13.6%が再利用されているとのことでした。

消防の火災出動は14件で、佐川町は9件。救急出動は、昨年より100件多い1,593件で、うち65歳以上の高齢者の搬送割合が75%となっているとのことでした。

特別養護老人ホームの入所待機者数は、春日荘209人、全体で567人となっているとのことでした。

提出されました議案は、条例案2件、予算案6件でありました。

条例案は、議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の全部改正と、障害者自立支援法の名称が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変更されたことに伴い、関係条例を改正するものでした。

予算案は、平成24年度一般会計補正予算で、消防本部庁舎新築工事にかかる経費5,834万1,000円を減額するものでした。当初予算は、一般会計の総額が9億3,577万1,000円。また、衛生センタ

一改修工事費総額 5 億 5,964 万 6,000 円を 3 カ年の継続費として設定されました。特別養護老人ホーム特別会計の総額が 12 億 6,713 万 8,000 円。養護老人ホーム特別会計の総額が 1 億 1,875 万 8,000 円。障害者支援施設特別会計の総額が 1 億 6,610 万 3,000 円。高吾北広域ふるさと市町村圏特別会計の総額が 3,023 万円で、いずれの議案も原案どおり決定されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4、町長挨拶並びに行政報告を行います。

町長（榎並谷哲夫君）

おはようございます。もう、春がそこまでという、大変過ごしやすい時期になりました。こうした日に、議会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには、大変お忙しい中、出席をいただきまして、開会できますことをまず厚く御礼申し上げます。

また、先ほどは、今橋議員さん、そして西村議員さん、松本議員さん、そして永田議長さんが、全国の会長から、長年の自治功勞に対する表彰をされまして、まことにおめでとうございます。今後とも御活躍をお願い申し上げたいと思います。

それでは、ただいまから御挨拶を申し上げます。

2011 年の 3 月 11 日東日本大震災から間もなく 2 年が過ぎようとしております。マスコミ報道によりますと、復旧復興は遅々として余り進んでいるようにもありませんので、これから、1 日でも早く町や村が再生され、心身ともに平穩な生活が戻りますよう心から御祈念を申し上げます。

さて、本年 1 月、経済再生を最優先課題とする安倍内閣は、2012 年度補正予算を含む緊急経済対策を策定いたしました。補正予算の規模は約 13 兆円。これに地方や民間企業の負担分などを含めると約 20 兆円の規模となります。

その内容は、古い道路やトンネル、河川などの改修、復興事業などの公共投資であります。そのほかにも日本企業の海外企業買収や、アジアでのインフラ整備への出資、i P S 細胞の実用化やスーパーコンピュータの最先端技術開発にも資金を投入するとの内容であります。

この補正予算を受けまして、当町におきましても、平成 24 年度の補正予算案といたしまして、約 3 億円の事業費を計上させていただいております。

金額面だけで見ましても、今回の経済対策は、過去の経済対策と比べて、大変規模の大きいものでありますので、これを機に、少しでも日本の景気が上向いていくことを願うものでございます。

続きまして、行政報告を行います。

12月定例会後の重立ったものについて御報告申し上げますが、先ほど議長の諸般の報告と重複する部分もありますが、お許しを願いたいと存じます。

まず初めに、12月19日、平成24年第4回日高村佐川町学校組合議会に出席をいたしました。提出されました議案は、平成24年度の一般会計補正予算の1件でありまして、歳入歳出それぞれ、463万9,000円増額し、補正後の歳入歳出予算の総額は、1億6,487万2,000円となりました。補正額のうち、主なものは、体育館の緞帳や暗幕等の設置によるものでございました。

1月10日、えびす祭りが開催され出席をいたしました。ことしも議員の皆様を初め町内の各機関から、大変多くの方々の参加があり、商売繁盛、家内安全を祈願いたしました。不景気のさなかにあつて、えびす様の御利益にあずかり、商店街の活性化を願うものでございます。

1月13日、桜座で開催されました成人式に出席し、祝辞を述べてまいりました。ことしの佐川町の新成人は174名であり、そのうち132名の方が参加され、大変厳粛な式典でございました。また、代表の徳廣周士さんからは、「自分を見失うことなく、言動や判断に責任を持ち、一日一日を大切に社会に貢献できるよう努力して、今まで見守ってくれた方々の期待に添えるような大人になることを誓う。」という力強い謝辞が述べられ、大変感動いたしました。

新成人の方々には、大人になったことを自覚し、みずからの力で人生を切りひらいて行ってほしいと願うものであります。

1月26日、中部高知県人会が名古屋のローズコートホテルにおいて開催され出席をいたしました。定期総会に引き続き行われた懇親会では、竹村^{あきら} 高知県人会会長を初め佐川町出身の方々とも交流を深め、ふるさとの近況を伝えるとともに、名古屋の最近の状況などの情報交換を行ってまいりました。

また、地場産品の出品依頼がございましたので、ことしも古畑の稲木で完熟したお米を提供し、大変好評をいただきました。こうし

て、町内産の米をPRすることによって、佐川の米の販路拡大につなげていきたいと思っております。

1月28日、四国4県の市町村長が一同に集う四国防災トップセミナーが、高松市の高松サンポート合同庁舎において開催され、出席をいたしました。

セミナーでは、岩手県釜石市の野田市長と奈良県十津川村の更谷村長の基調講演があり、未曾有の地震、津波災害と豪雨土砂災害を体験した首長ならではの貴重なお話を伺うことができ、当町の災害への備えを考えるうえで大変参考となりました。

2月1日、「南国土佐観光びらき 2013」が、高知市のザ クラウンパレス新阪急において開催され出席をいたしました。ことしも地域特産品として「佐川のぢぢち」を10名の方に提供するとともに、平成25年度にオープンする牧野博士の生家についてPRをいたしました。

2月3日、桜座において青山文庫にて開催中である「広井勇 生誕150年記念特別展示」の関連行事として、「広井勇を語る」と題した講演会を開催をいたしました。講演会では、広井博士にゆかりある北海道大学、国土交通省北海道開発局、東京大学から講師の先生方をお迎えし、近代土木の先駆者である博士の功績について顕彰をしました。これを契機に、さらなる顕彰活動に取り組んでいきたいと考えております。

2月5日から6日にかけて、議長とともに北見市を訪問し、櫻田市長に就任のお祝いをお伝えするとともに、平成25年度に行う姉妹都市提携25周年記念事業の打ち合わせを行ってまいりました。記念事業としましては、8月に佐川町から訪問団を派遣し、2月に北見市から訪問団を受け入れ、相互交流を図るほか、両市・町で開催されているスポーツ大会を記念大会として実施することなどを予定しており、今後詳細について調整をしていくことといたしております。

2月8日、高知地方裁判所において、かねてより係争中の違法確認及び損害賠償請求事件、いわゆる家庭ゴミ収集委託業務における談合事件の判決がございました。判決の内容を精査してみると、落札率が高いという理由で、4業者の談合と認定されているようでありまして、納得できない部分もあります。さらに、上級裁判所の判断を仰ぐことといたしました。

2月14日、姉妹都市である北海道北見市から、櫻田市長初め8名が来町され、「姉妹都市災害時等相互応援協定」の調印式を行いました。

この協定は、南海地震や豪雪被害などにより被災した場合、早期復旧・振興を図るため、物資の提供や職員の派遣などの相互応援を行うためのものです。

ことしは、旧常呂町から姉妹都市提携25周年になりますので、この協定を契機にますます両市・町の交流が深まりますことを期待しております。

2月25日、高知県町村会定期総会が、ザ クラウンパレス新阪急において開催され、出席をいたしました。会議では、全国町村会表彰の伝達や、平成25年度一般会計当初予算案、事業計画などについて審議がなされ、いずれの議案も原案どおり可決されました。なお、2年間の任期満了に伴う役員選挙があり、会長には安田町の有岡町長が、副会長には大豊町の岩崎町長、いの町の塩田町長が、また、監事には日高村の戸梶村長、中土佐町の池田町長がそれぞれ選任をされました。

引き続き、高知県町村長・町村議会議長大会が開催され、出席をいたしました。

大会では、「南海トラフ巨大地震対策の推進」について、特別措置法の制定など5項目の決議案が、「農山漁村の再生と活性化」については、農林水産物の国際貿易交渉に対する慎重な対応をとることなど6項目の決議案が満場一致で採択され、要望活動を行っていくこととなりました。

2月27日、佐川町におけるエネルギー政策の一環といたしまして、須崎市にある株式会社海陽との間で、佐川町メガソーラー設置運営事業基本協定を締結をいたしました。

これは、かねてから懸案事項でありました、もと鷹ノ巣養豚団地跡地の有効利用策としまして、民間業者が土地賃貸借契約による太陽光発電施設を設置するというものでございます。

なお、締結の主な内容としましては、株式会社海陽は、速やかに事業所を町内に移転することとし、また、用地の賃貸料は、年額183万6,100円、貸付期間は20年間とするものでございます。

3月1日、佐川高校の卒業式に出席し、卒業生66名と保護者の皆様に祝辞を述べてまいりました。大変厳粛な式典であり、また、

卒業生や在校生の言動や態度に感動いたしました。生徒数は少なくなっているとのことですが、地元高校の発展を願うものでございます。

3月2日、佐川高校定時制卒業式の御案内をいただき、副町長が代理出席し、7名の卒業生にお祝いを申し上げます。

3月3日、「多摩桜プロジェクト」^{そら}宇宙桜植樹祭が、多摩市において開催され、出席をいたしました。これは、多摩商工会議所が推進しているプロジェクトの一環であり、当町の稚木の桜や福島県三春町の滝桜など宇宙飛行士の若田光一さんと宇宙を旅した後、発芽した4種の苗木を都立桜ヶ丘公園に記念植樹したものでございます。この公園の中には、当町出身の田中光顕ゆかりの多摩聖蹟記念館が建設されておりまして、稚木の桜は、その近くに植樹をされました。

また、多摩市の阿部市長さんは、牧野博士にも父親が直接東大で関係があったとのことで、大変感心を持っておられる様子で、今後佐川町との交流を深めていきたいとお話も伺ってきたところでございます。

同日、高北地区消防団連合演習が、越知町の宮の前公園において開催され、当番町を代表して副町長が御挨拶を申し上げます。演習では、11団体、254人が参加し、模範操法や各種訓練などに続き、28台の消防車による一斉放水などの協議は、見る者にとって圧巻であり、信頼と安心を与えるのに十分な演習だったとの報告を受けました。

また、佐川分団は、各種競技において、たくさんの賞を受賞したとのことでございます。

3月4日、高吾北広域町村事務組合議会が招集され、出席をいたしました。提出されました議案は、条例案2件、平成24年度一般会計補正予算案1件、平成25年度一般会計及び特別会計予算案が5件でありまして、いずれの議案も原案どおり可決をされました。

3月7日、きのうでございますけども、清和看護学院の卒業式が挙行されまして、御案内を受け、18名の若い看護師さんの誕生にお祝いを申し上げます。

次に、町税などの債権管理状況について申し上げます。町税については、租税債権管理機構への移管、税外債権については滞納整理

課からの一括請求、納付されない者に対しては、差し押さえの執行、分割納付制約による分納管理を行っております。

また、平成 24 年度においては、動産差し押さえによる換価措置として、年 8 回開催される官公庁オークションへ毎回参加をしております。

学校給食費などの私債権におきましては、裁判所への支払督促申し立てを行い、訴訟による和解、和解後の分納管理等を行っております。

平成 25 年 2 月末日現在において、差し押さえ件数 155 件、佐川町 128 件、租税債権管理機構 24 件、支払督促 3 件となっております。

なお、2 月末日現在における租税債権管理機構での徴収額は 908 万 1,685 円、滞納整理課での徴収額は現年分も含めて 4,874 万 3,409 円となっております。

引き続きまして、今回提出いたします議案について御説明申し上げます。

議案は、平成 25 年度一般会計予算など、予算案が 15 件、条例案が 19 件、指定管理者の指定についての議案が 7 件、工事請負契約の変更についての議案が 1 件、剰余金の処分についての議案が 1 件、事務組合などの規約の変更についての議案が 3 件、同意案が 1 件でございます。

このうち、平成 25 年度一般会計予算案につきましては、主な内容を御説明を申し上げます。一般会計の予算規模は、総額 64 億 8,957 万 5,000 円、対前年度、3 億 3,991 万円の増、率にいたしまして、5.5%増額の予算となっております。

増額の主な要因といたしましては、庁舎空調工事に関する費用に 7,823 万 8,000 円増の 8,023 万 8,000 円、私立保育園耐震補助事業が 3,753 万 6,000 円増の 4,121 万 1,000 円。斗賀野町営住宅建設事業が 1 億 17 万 5,000 円増の 1 億 1,956 万 3,000 円などとなっております。

そのほかに、特徴的な項目としまして、新エネルギーに関する事業費を増額いたしております。「こうち型地域環流再エネ事業」により、高知県と民間と佐川町の共同出資による太陽光発電事業への出資金として 3,033 万 4,000 円を計上いたしております。

また、平成 24 年度から実施しております住宅用太陽光発電補助

につきましては、金額面では昨年と同額の1千万円を計上いたしておりますが、補助金の内容につきまして、平成24年度は、1キロワット当たり10万円で、最大4キロワットまでといたしておりましたが、設置費の低廉化を加味し、平成25年度は、町内業者の場合、1キロ7万5,000円、町外業者の場合、1キロ当たり5万円で最大4キロワットまでといたしてあります。

また、高知県が10年計画で県下に130カ所の設置を予定している集落活動センターを、平成25年度に尾川地区に設置し、地域が抱える課題を解決する手段として、活用していく予定でございます。

以上をもちまして、行政報告並びに議案につきましての概要説明といたします。なにとぞ、慎重な審議をいただき、適切な御決定を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

それから、ちょっとこの議場、時間をお借りしまして、私の個人的な考え方を皆さんに述べさせていただきたいと思っております。

昨年来、私も二期目の任期が10月27日と、もう7カ月余りとなったわけございまして、昨年来、議員の皆さん、また町民の方々から「どうするんだ」というような大変な御心配の声もいただいております。そんなことで、今年の暮れに、3月には私の進退、はっきりしようという思いで過ごしてまいりまして、この3月がまいりましたので、今回、二期を任期を満了した後は、三期目は立候補しないということを決断をいたしましたので、御報告を申し上げたいと思っております。

ほんとに、一期目は、ほんとに素人の私が、ここまでやれてきたのはもちろん、議員の皆さんはもちろんでございますけども、佐川町の皆さんの大変な御協力があったからこそということでございまして、二期目につきましては、引き続いて、懸案の事業を全うするというので、鋭意努力してまいりました。これも、ひとえに、議会の皆さんの、批判も一部ございましたけども、何とか、ここまでやれてきたのは、ほんとに議員の皆さんの御協力のおかげ、また、町民の方々、ほんとに深い御理解のあったものという大変感謝をいたしております。

いろいろなお声を聞いてございまして、「どうするんだ」と、「もう少しやらんか」というようなお声もありますけども、私の場合は、個人的でございますけども、家族のこともございまして。そしてもう後期高齢者になってことしもう2年目でございます。年齢のことも

ございます。また、この一期、二期の、まだ8年にはなりません。あとわずかですけども、先ほど申し上げましたように、御協力をいただきまして、何とか目標が6割くらいは達成できたかなあという思いでございまして、そうしたことで、後々、これは大変厳しい社会情勢の中でございますけども、新しい指導者にバトンタッチをして、さらに佐川町の発展を願いたいと。

そんな思いで、本日、大変貴重な時間でございますけども時間をいただきまして、ほんとに議員の皆さんには、これからあと7カ月余り、もう全力で職員一同頑張っただけでございますので、なお一層の御支援を賜りたいと思っておりますし、先ほど申し上げましたことしの予算、去年より5.5%の増でございます。昨年の、24年度の議会につきましては、中身について、いろいろ議論をいただいたわけでございますけども、私の最後の予算の案でございますから、どうぞよろしく御理解をいただきまして、厳正なる御判断をいただけたらというふうに思っております。どうか、よろしくお願い申し上げます。

ほんとに、大変お世話かけました。まだ、終わってないですけども、一応区切りとして御挨拶を申し上げます。以上でございます。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、町長挨拶並びに行政報告を終わります。

日程第5、請願・陳情について、を議題にします。

本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおりです。

受理番号12は、産業厚生常任委員会に、受理番号13は、総務文教常任委員会に付託します。

日程第6、同意案第1号、佐川町監査委員の選任について、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

町長（榎並谷哲夫君）

（以下、同意案第1号「佐川町監査委員の選任について」朗読）

この同意案の第1号につきましては、監査委員の選任について、でございますけども、平成17年から2期8年務めていただきました西山毅さんが、今限りで退任ということになりまして、その後任として上田益英さんの選任をいただくものでございます。

上田益英さんにつきましては、昭和23年に、加茂でお生まれで

ございます。名古屋商科大学商学部を卒業され、伊野商業高等学校などで、長年にわたって簿記会計・情報処理等の教諭として教鞭をとられた方をごさいますして、いわゆる会計のプロというに私どもは認識しておりますして、今現在は、高知県文教協会の役員をされておられ、温厚誠実で責任感と信頼性のある人柄は、監査委員として最適な人材でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（永田耕朗君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

同意案第1号、佐川町監査委員の選任について、同意することに賛成の方は起立を願います。

起立全員。

したがって、同意案第1号は、同意することに決定しました。

日程第7、議案第1号、平成24年度佐川町一般会計補正予算（第6号）から、日程第52、議案第46号、日高村佐川町学校組合規約の変更について、まで以上46件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（榎並谷哲夫君）

それでは、各議案につきまして御説明を申し上げます。

議案第1号、平成24年度佐川町一般会計補正予算（第6号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ9,295万7,000円を追加補正をいたしまして、総額を、歳入歳出それぞれ63億4,895万7,000円とするものです。

議案第2号、平成24年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ7,137万6,000

円を追加補正をいたしまして、総額を、歳入歳出それぞれ 18 億 1,347 万 2,000 円とするものです。

議案第 3 号、平成 24 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 3,872 万 7,000 円を追加補正をいたしまして、総額を、歳入歳出それぞれ 16 億 3,328 万 8,000 円とするものです。

議案第 4 号、平成 24 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 97 万 7,000 円を減額補正をいたしまして、総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 975 万 1,000 円とするものです。

議案第 5 号、平成 24 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ増額して、収入を 15 億 9,484 万円。支出 16 億 3,824 万円とするとともに、資本的収入及び支出の予定額についても病院耐震化事業に係る継続費の総額及び年割額の変更並びに起債の限度額の変更を行い、収入を 18 億 4,492 万 5,000 円、支出を 19 億 1,993 万 6,000 円とするものです。

議案第 6 号、平成 25 年度佐川町一般会計予算につきましては、前年度比、金額にして 3 億 3,391 万円。伸び率にして 5.5% の増で、総額を、歳入歳出それぞれ 64 億 8,957 万 5,000 円と定めるものです。

この増額の主たる要因といたしましては、五位山公園等の遊具や庁舎の空調など、老朽化した施設や設備の修繕工事等が重なったこと、また、斗賀野町営住宅建設や私立保育園耐震工事補助事業、集落活動センター事業、太陽光発電事業への出資金、観光協会の発足など、比較的大きな金額を要する新規事業に取り組むこと。加えて、普通建設事業費が 7 億 8,000 万余元で、前年度より 2 億円、伸び率にして約 34% 増額になったこと、これは、住民生活と密着したインフラ整備等に重点を置いたことによりですが、いずれにいたしましても、こうした理由が挙げられることと考えております。

議案第 7 号、平成 25 年度佐川町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、総額を、歳入歳出それぞれ 18 億 5,409 万 3,000 円と定めるものです。

議案第 8 号、平成 25 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、総額を、歳入歳出それぞれ 338 万 3,000 円

と定めるものです。

議案第 9 号、平成 25 年度佐川町学校給食特別会計予算につきましては、総額を、歳入歳出それぞれ 5,411 万 5,000 円と定めるものです。

議案第 10 号、平成 25 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、総額を、歳入歳出それぞれ 2,691 万 1,000 円と定めるものでございます。

議案第 11 号、平成 25 年度佐川町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算につきましては、総額を、歳入歳出それぞれ 1,235 万 1,000 円と定めるものです。

議案第 12 号、平成 25 年度佐川町介護保険特別会計予算につきましては、総額を、歳入歳出それぞれ 17 億 5,082 万 7,000 円と定めるものです。

議案第 13 号、平成 25 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 949 万 8,000 円と定めるものです。

議案第 14 号、平成 25 年度佐川町水道事業特別会計予算につきましては、地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により提出するもので、収益的収入及び支出の予定額を収入 1 億 6,297 万 8,000 円、支出を 1 億 4,864 万 1,000 円とし、資本的収入及び支出の予定額を、6,247 万円、支出 1 億 8,634 万 7,000 円と定めるものです。

議案第 15 号、平成 25 年度佐川町病院事業特別会計予算につきましては、収益的収入及び支出の予定額を、収入 16 億 1,800 万円、支出 19 億 8,370 万円として、資本的収入及び支出の予定額を収入 6 億 1,480 万 9,000 円、支出 7 億 2,127 万 1,000 円と定めるものであります。

議案第 16 号、佐川町課設置条例の一部改正につきましては、平成 25 年度に町の公債権、私債権の徴収、収納業務を一元的に管理する「収納管理課」を新設し、従来の「滞納整理課」を廃止することに伴う条例改正でございます。

議案第 17 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、本年度より新設される「鳥獣被害対策実施隊隊員」及び「佐川町史編纂委員会委員」に係る報酬を定める条例改正でございます。

議案第 18 号、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一

部改正につきましては、身体障害者福祉法及び障害者自立支援法の改正に伴い、法令名や引用文を改めるための条例改正でございます。

議案第 19 号、佐川町都市公園条例の制定につきましては、当町は、龍王公園を都市公園として指定しておりますが、当該公園に係る設置管理条例を制定し、あわせて都市公園設置及び整備に関する技術的基準を定めるものでございます。

議案第 20 号、佐川町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定につきましては、地域主権の一括法により、高齢者などへのバリアフリー対策として、特定公園施設の設置に関する基準について、省令の基準を参酌し、条例で定めるものでございます。

議案第 21 号、佐川町債権管理条例の制定につきましては、来年度「収納管理課」を新設するに伴い、町の債権管理を強化するために、統一的な債権管理の処理基準を定めることにより、公正かつ公平な住民負担を確保するとともに、債権管理の一層の適正化を図るものでございます。

また、この条例が制定されれば、「佐川町私債権の管理に関する条例」及び「佐川町税外収入の督促手数料及び延滞金条例」は重複することになるため、廃止するものでございます。

議案第 22 号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、新たな法律の公布により「老人福祉法」及び「介護保険法」が改正されたことに伴い、市町村がみずからの判断と責任により条例で定めるものでございます。

議案第 23 号、佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきましては、議案第 22 号と同様の理由による条例制定でございます。

議案第 24 号、佐川町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策費特別措置法の公布に伴い、同法に基づく条例を定めるものでございます。

議案第 25 号、牧野富太郎ふるさと館の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、牧野富太郎博士誕生地に建設している牧野富太郎ふるさと館を、平成 25 年度より供用の開始をするため、

設置管理条例の制定について提案するものでございます。

議案第 26 号、佐川町公営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定につきましては、地方主権の一括法の制定により、公営住宅などの整備に関する基準を、省令の基準を参酌し、条例で定めるものでございます。

議案第 27 号、佐川町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定につきましては、地方主権の一括法の制定により、道路の構造の技術的基準を、国が定める基準を参酌し、条例で定めるものでございます。

議案第 29 号、佐川町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定につきましては、地方主権の一括法の制定により、移動など円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を、国が定める基準を参酌し、条例で定めるものでございます。

議案第 30 号、佐川町給水条例の一部改正につきましては、「佐川町債権管理条例」の議案提出に伴い、佐川町給水条例の一部を削除するものでございます。

議案第 31 号、佐川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定につきましては、地域主権の一括法の制定により、水道事業における水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準及び水道技術管理者の資格に関する基準を、国の法令を参酌し、条例で定めるものでございます。

議案第 32 号、佐川町総合文化センター設置及び管理運営に関する条例の一部改正につきましては、さかわナウマングラウンドが完成しましたので、文化センターの総合グラウンドを佐川中学校のグラウンドとするための改正とあわせて条例の細部の見直しを行ったものでございます。

議案第 33 号、佐川町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正につきましては、文化センターの総合グラウンドを佐川中学校のグラウンドとしますので、学校開放として貸し出しができるよう改正するものでございます。

議案第 34 号、佐川町病院事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、本年 3 月末をもって結核病床 10 床を廃止すること、及びその取得などについて予算で定められることを要することとされている重要な試算の価格を、現行 1,700 万円以上から 700 万円以上に引き下げるため、いずれも所要の規定を整備するものでござ

ざいます。

議案第 35 号、加茂地区住民センター・老人憩いの家の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、加茂地区部落長会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 36 号、斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定につきましては、同規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、特定非営利活動法人とかの元気村を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めております。

議案第 37 号、ふれあいの里尾川の指定管理者の指定につきましては、同規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、尾川地区活性化協議会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 38 号、佐川町多目的集会施設の指定管理者の指定につきましては、同規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、コスモス農業協同組合を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 39 号、牧野富太郎ふるさと館の指定管理者の指定につきましては、同規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、特定非営利活動法人佐川くろがねの会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 40 号、佐川町立図書館の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 2 条に基づく公募による選定により、特定非営利活動法人とかの元気村を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 41 号、佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定管理者の指定につきましては、同条例第 2 条に基づく公募による選定により、特定非営利活動法人とかの元気村を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 42 号、工事請負契約の変更契約の締結につきましては、平成 24 年 11 月 19 日議決済みの街なみ環境整備事業 浜口邸改修工事にかかる工事請負契約についての変更議案です。変更額は、680 万 2,950 円の増額で、主な増額の原因は、材料の腐朽進行が想像以

上であったことによる工事内容の変更です。

議案第 43 号、平成 24 年度佐川町水道事業特別会計の資本剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 3 項の規定により提出するものでございます。

議案第 44 号、こうち人づくり広域連合規約の変更につきましては、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定に基づき、議決を求めるものです。変更の理由は、当広域連合の広域計画が改定されることに伴い、当広域連合の処理する事務などに変更が生じることによるものでございます。

議案第 45 号、高吾北広域町村事務組合理約の変更につきましては、地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、議決を求めるものでございます。変更の理由は、障害者自立支援法の題名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律と改正されたことに伴い、当組合理約の引用条項について変更する必要があることによるものです。

議案第 46 号、日高村佐川町学校組合理約の変更につきましては、地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、議決を求めるものでございます。変更の理由は、当組合教育委員会事務所が移転することに伴い、当組合理約の一部改正を行う必要があることによるものでございます。

以上が、本定例会に提案させていただく付議事件でございますが、なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（永田耕朗君）

10 分間休憩します。

休憩 午前 10 時 3 分

再開 午前 10 時 19 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、担当課長より詳細な説明を願います。

総務課長（岡林護君）

まず、私からは、議案第 1 号、平成 24 年度佐川町一般会計補正予算（第 6 号）について、詳細を御説明申し上げます。

この補正予算書の、まず1ページをおあけいただきたいと思いません。

初めに、この第1条に、今回の補正額9,295万7,000円追加するというように標記しておりますが、これが、先般の議案説明会の段階では9,753万1,000円という補正額で御説明いたしまして、大変申しわけございませんでした。

その後ですね、議案説明会后、教育委員会の地域支援ネットワークのコーディネーターの賃金が二重計上されていたということによりまして、訂正したものでございます。

そしたら、まず4ページをおあけいただきたいと思えます。

第2表の繰越明許費です。これについてもですね、まず一番上の3款民生費、3項児童福祉費、私立保育園耐震化補助事業201万8,000円とありますが、これも、その議案説明会の段階で、この一番上の、冒頭の繰越が抜かっておりましたので、大変申しわけございませんでした。

まず、この事業につきましてはですね、実施設計が非常に時間を要していると。その理由が、花園保育園の関係なんです、鉄筋鉄骨の二重構造であるということで、その調査に時間が要したために繰り越しということでございます。

次、4款衛生費、1項保健衛生費、病院会計繰出金事業、備品購入費です。これはまだ、備品の分なんです、病院そのものがまだ完全に完成しておりませんので、備品を入れるまだ器が完成してないということで、繰り越すものでございます。金額が4,000万です。

次、5款農林水産業費、1項農業費、基盤整備事業。清鏡堰、島田堰、これはファブリダムに關します、2つのファブリダムに關します実施設計と工事費の繰り越しでございます。なお、これにつきましては、今般のですね、安倍内閣の補正によります前倒しの、本来は25年度に行う予定でしたが、この24年度で前倒しで行うということでございます。これが、金額が8,400万です。

次、6款商工費、1項商工費の歴史まちづくり整備事業6,856万1,000円。これにつきましては、浜口邸と牧野生家の工事の繰り越し。それからあと名教館の設計についても繰り越しということになっております。

次、7款土木費、1項道路橋梁費、狭あい道路整備事業590万4,000円。これは、紫円1号線の分でございます。次、地方道路交

付金事業 1 億 2,810 万円。これも 24 年度に前倒しで行うものでございます。なお、路線としましては、三野 1 号線、加茂駅前線、古畑峯 1 号線、上郷 1 号線、市の瀬線、等でございます。続いて、四ツ白地区道路改良事業。これは、ショートカットでつける道なんです。これについて 1 千万の繰り越しです。

次、4 項住宅費の木造住宅耐震化支援事業。これも前倒しといたしますか事業量増により繰り越しでございます。2,469 万 4,000 円です。続いて、地域住宅交付金事業（池田団地）690 万円。これは、池田団地の、町営住宅池田団地の外壁の修繕、いわゆる長寿命化の工事です。それから、次が斗賀野町営住宅建設事業 1,358 万 3,000 円。これも前倒しの分でございますが、斗賀野町営住宅の実施設を繰り越しで行うということになります。

それから、9 款教育費。3 項中学校費、中学校耐震化工事、黒岩中学校 9,867 万 3,000 円。これも前倒しの分ではありますが、工事費と施工管理費の繰り越しであります。

次、10 款災害復旧費、2 項公共土木災害復旧費、急傾斜地崩壊対策事業、県工事負担金、1,220 万円。これは、県工事繰り越しに伴います繰り越しであります。

続いて、右のページに地方債補正が載せております。

上の表が追加分であります。基盤整備事業。先ほども御説明いたしました。その清鏡堰と島田堰の分です。それが、地方債 3,750 万円です。それから、地方道路交付金事業。これも前倒し分ですが、3,010 万円。そして、地域住宅交付金事業（池田団地）、これも前倒し分ですが、290 万円。そして、斗賀野町営住宅建設事業、これも前倒し分ですが、290 万円。これらにつきましては、今、御説明いたしました 4 件については、補正予算債を組みまして充てる予定でございます。

次、防災行政無線難聴地区戸別受信機整備事業で 380 万円。これは、防災対策事業債であります。続いて中学校耐震化事業、黒岩中学校。これも前倒し分ですが、5,610 万円です。これは、補正予算債の緊急防災減災事業債を充てるということになっております。

続いて、下の表の変更分です。

辺地対策事業債。これが、古畑峯 1 号線が 170 万円を追加、そして、四ツ白の飲供施設に 80 万円を追加。なお、霧生関については、640 万円を減。差し引きしまして、減の 390 万円ということで、補

正前が 5,430 万円であったところを補正後 5,040 万とする、ということであります。

次、10 ページ、11 ページをごらんいただきます。なお、今回の補正につきましては、年度末を控えておりますので、事業の精査とか、それからあと実績の見込み、または実績額の確定等によりまして、歳入歳出ともに不用額を減額する項目が非常に多くなっております。そのため、そうした項目、特に△がついた項目につきましては、説明を省略させていただく場合がありますので、御了承いただきたいと思っております。

まず、歳入からです。13 款国庫支出金の 1 項国庫負担金の 1 目民生費国庫負担金のうちですが、1 節児童福祉費負担金の子どものための手当、△の、これは、金額大きいので御説明いたしますが、△の 1,696 万 5,000 円。これは、実績額確定に伴う国庫負担金の調整であります。続いて、その下の 2 節社会福祉費負担金。障害者自立支援給付費負担金 270 万円の増額補正。これは、生涯福祉サービス給付の利用者増加に伴います国庫負担金の増額であります。

続いて、2 項国庫補助金の 4 目土木費国庫補助金、1 節住宅費補助金の住宅耐震化支援事業 931 万円。これは、前倒し分の国庫補助金分であります。そして、地域住宅交付金 600 万。これも前倒し分でありまして、これは、斗賀野町営住宅設計と、それから上郷池田団地外壁工事の国の補助の分であります。そして、その下の 2 節地方道路交付金の 7,085 万円の増額。これも前倒しであります。繰越明許のところでも御説明いたしました各町道の工事に係る国の補助であります。

続いて、5 目教育費国庫補助金の 1 節中学校費補助金、黒岩中学校耐震補強事業。これも前倒しですが、3,814 万 8,000 円。国の補助の分です。

続いて、7 目商工費国庫補助金の 1 節商工費補助金、街なみ環境整備事業補助金、これは 1,775 万円。補助金を、確定によります増額であります。

それから、次が、下の 14 の県支出金の 1 項県負担金、1 目民生費県負担金の 1 節児童福祉費負担金、子どものための手当 233 万 1,000 円。これは増額ですが、実績額の確定に伴います県負担金の調整ということになります。それから、2 節社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金 135 万円。これも先ほど、国の負担金の

ところで申し上げました利用者増加に伴う県負担金の増額であります。

次、12 ページ、13 ページをごらんください。

4 目農林水産業費県補助金の 1 節農業費補助金の枠の中の下のほうにあります。地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金 3,380 万円。これは、前倒し分の清鏡堰の工事費への補助金です。それからその下の農業基盤整備促進事業補助金 1,155 万。これは、同じく前倒しの島田堰の分の工事費への補助金であります。

そして 5 目土木費県補助金、2 節住宅費補助金、木造住宅耐震化支援事業 425 万 5,000 円。これは、前倒し分で県補助の分です。それからその下の高知県産業振興事業補助金、これはマイナスの 2,217 万 7,000 円となっておりますが、これは、歴まち関連ですが、国庫補助の増額といいますか、に伴いまして県補助を調整減額したものであります。

次、14 ページ、15 ページをごらんください。

17 款繰入金の 1 項基金繰入金の 1 目財調基金繰入金ですが、これが、△の 1 億 3,867 万 5,000 円。財政調整基金の繰入金をですね、今回の補正に当たって減額調整したものであります。その下の 1 節その他基金繰入金で、ふるさとづくり基金繰入金が△の 525 万 1,000 円。地域福祉基金繰入金が△の 168 万 5,000 円。国内外交流基金繰入金が△の 143 万 9,000 円。これも、今回の補正に当たりましての特定目的基金の減額調整です。

次が、20 款町債の 1 目土木債ですが、の 1 節道路橋梁債。辺地債が 170 万円。これは先ほど申し上げましたが、古畑峯 1 号線の追加補正です。補正予算債が 3,010 万。これは、地方道路交付金事業の追加補正分です。続いて 2 節公園整備事業債、辺地債 640 万の減。これは、霧生関公園の減額補正であります。次、3 節の住宅整備事業債、補正予算債 580 万円。これは斗賀野町営住宅と上郷池田団地の分の追加補正であります。

次、教育債の 1 節学校施設整備費、緊急防災・減災事業で 5,610 万円。これは黒岩中学校耐震化の追加補正であります。

それから、5 目農林水産業債の 1 節農業債、補正予算債 3,750 万円。これは清鏡堰と島田堰の追加補正です。

次、7 目消防債の 1 節消防施設整備事業債、防災対策事業債 380 万円。これは、防災行政無線難聴世帯に対する戸別受信機貸与に係

ります追加補正であります。

続いて、8目の衛生債、1節飲供施設整備事業債、辺地債、これ四ツ白の飲供施設の追加補正80万です。

次、16ページ、17ページをごらんください。

ここからは、歳出ということになります、申しわけないですが、ちょっと飛びますが、18ページ、19ページをごらんいただきたいと思えます。

一番上で、2款総務費、1項総務管理費の3目財産管理費のうち、13節委託料、△の173万2,000円。国道用地払い下げに係る設計、用地測量業務委託料ですが、これは、霧生関公園に係ります国道用地払い下げに係る分の委託料の実績額は確定によります減額であります。

続いて、飛びますが22、23ページをごらんいただきたいと思えます。

3款民生費のうちですが、真ん中よりちょっと下のほうに、20節扶助費があります。福祉医療費（重度）で△の800万とありまして、これは、実績で不用が出たことによります減額であります。それから、その枠の一番下に障害福祉サービス費600万。これは、利用者増加に伴います増額補正です。

次、2目老人福祉費の19節負担金・補助及び交付金です。これで、すいません、次の24ページ、25ページをごらんいただきたいと思えますが、一番上にあります後期高齢者医療療養給付費負担金、△の2,813万円。これは変更通知による減額であります。

次、7目介護保険サービス費の25節積立金、介護サービス事業基金積立金275万3,000円。これは、指定介護予防事業減額に伴います積立金の増額であります。

続いて、その下の8目介護保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金183万1,000円。これは、施設介護給付費の増額等に伴います繰り出しであります。

続いて、26ページ、27ページをごらんください。

2目児童福祉費の13節委託料、私立保育所に対する保育所運営費、△の2,000万。これは、海津見保育園の入園児が当初予定より少なかったことによります不用額です。

続いて、19節負担金・補助及び交付金の障害児保育事業補助金、△の346万3,000円。これは、特別児童扶養手当支給対象児が入所

しなかったことによります不用額です。続いて 20 節扶助費。子どものための手当△の 1,220 万円。これは、実績額の確定に伴います減額であります。

続いて、28 ページ、29 ページをごらんください。

4 款衛生費で 4 目環境衛生費の 15 節工事請負費、飲料水供給施設築造工事、△の 300 万円。これは、西山飲供施設の実績額確定に伴います減額です。

続いて、5 目他会計繰出金の 28 節繰出金、このうち病院会計繰出金が 921 万 9,000 円。これは、建設改良起債対象外の工事費に対します繰出金であります。

続いて、また飛びますが、32 ページ、33 ページをごらんください。

5 款農林水産業費の 6 目農地費。13 節委託料のうち島田堰実施設計委託料 500 万。これ、前倒し分ですが、清鏡堰実施設計委託料が 1,000 万。これも前倒し分です。続いて、その下の 15 節工事請負費の島田堰改良工事 1,900 万。清鏡堰改良工事 5,000 万を計上しております。

続いて、7 目の山村振興費、13 節委託料。これは、ふれあいの里尾川の実実施設計委託料が確定したことによります△の 100 万です。それから 15 節工事請負費、ふれあいの里尾川農山村体験交流施設整備工事、これも実績額の確定によります減額です。

次、34 ページ、35 ページをごらんください。

6 款商工費の 1 目商工振興費の 13 節委託料。設計管理委託料、△の 900 万。これは、名教館移築工事設計委託の入札減といえますか、による減額であります。続いて、15 節工事請負費のあおぞら公園トイレ改修工事△の 1,040 万。これは、県補助が使えなかったことによります工事の廃止に伴います減額であります。次、歴史まちづくり整備工事、△の 1,600 万円。これは、国補助の増額に伴いまして、相対的に県補助とか町費が減額調整されるものであります。

続いて、7 款土木費の 3 目道路橋梁新設改良費、13 節委託料、設計調査委託料 2,310 万円の増額補正。これは、地方道路交付金事業で、橋梁の長寿命化修繕計画作成等の委託料の増額です。続いて、その下、15 節工事請負費、町道改良工事 8,600 万円。これは、冒頭にも申し上げましたが、地方道路交付金事業の各路線の町道改良工事の分の増額であります。

続いて、1目住宅管理費の13節委託料。耐震診断委託料が46万2,000円。そしてその下が、実施設計委託料600万とありますが、これは斗賀野町営住宅の実実施設計委託料であります。

続いて、36ページ、37ページをお願いします。

15節工事請負費、池田団地外壁改修工費が600万。そして19節負担金・補助及び交付金、耐震改修費補助金が1,540万。そして、コンクリートブロック塀耐震対策事業補助金が120万円計上いたしております。

次、8款消防費の1目常備消防費の19節負担金・補助及び交付金ですが、これが、消防庁舎、この消防庁舎というのは高吾北消防本部の消防庁舎ですが、改築工事特別負担金として、△の2,513万6,000円。これは、高吾北消防本部庁舎の改築工事の特別負担金が確定したことによります減額であります。ちなみに、これは、当初は8,298万9,000円で計上しておりましたが、この2,500万余りが減になりまして5,785万3,000円の負担ということになります。

次、3目の消防施設費の15節工事請負費、消火栓設置工事で△の400万。これは、当初、上郷に防火水槽を40トン、40トンの防火水槽を予算化しておりましたが、これがですね、補助金をいただく上で、広域の3町が共同で申請をいたしておりましたが、その補助がつかなかったことによりまして、町単費で行うということで、大きさも20トンに、ちょっと小さくいたしまして設置したことによりまして不用額が出たことによります減額であります。

続いて、飛びますが、42ページ、43ページをお願いいたします。

9款教育費の3項中学校費の1目学校管理費。13節委託料、黒岩中学校耐震補強設計・大規模改造委託料です。241万5,000円。それから同じく、15節工事請負費の黒岩中学校耐震補強・大規模改造工事で9,580万8,000円を計上いたしております。

歳出につきましては以上ですが、後ろのほうの参考資料をちょっと、これはページ打っていませんが、ごらんいただきたいと思えます。給与費明細書のところをおあけいただきたいと思えます。これで、まず、最初は特別職です。1特別職でありまして、これで、比較のところをごらんいただいたら、共済費が△の35万。長等の共済費が△の35万。そして、その他の特別職が7万1,000円と。差引きしまして、計が△の27万9,000円となっております。

これは、まず、長等については、町長がですね、後期高齢医療の

対象者になったことによりまして、共済の負担金が減額になったことによります。それから、7万1,000円のほうは、教育長の共済負担金が増額によります分であります。

続いて、次のページの一般職です。これでいきますと、まず1番、総括表をごらんいただいたら、職員数が104から103に1名減となっております。これは、先般1月に職員が定年退職により退職したことによるものであります。

それから給与費の分で、給料が△の667万9,000円、職員手当が△の618万8,000円。計、△の1,286万7,000円。共済費も△の49万6,000円ということで、総合計で△の1,336万3,000円となっております。この内容につきましては、これ一番下の(2)の明細というのがありますが、ここにありますように、給料についての△の667万9,000円の理由は、職員の休業とか休職等によります減であります。

それから、職員手当の分については、△の459万3,000円。これは、期末手当支給率の減です。それから、その下の△の159万5,000円は、職員の休業、休職等による減であります。

続いては、もう、ほとんど変更等ございませんので、ここから先の資料につきましては、また、目を通しておいていただきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いたします。

町民課長（横山覚君）

それでは、私からは、議案第2号、平成24年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、交付決定や拠出金額の確定、また、平成24年度の国保療養給付費負担金の変更申請に基づく補正、また、本年度実績見込みによる補正、また、不用見込みによります減額補正等行っております。

それでは、補正予算書の事項別明細書により説明をさせていただきますので、8ページ、9ページを、まずお開きください。歳入のほうです。

まず、一番上の表です。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、600万2,000円の増額補正を2目の退職被保険者等国民健康保険税につきましては、305万4,000円の減額補正をともに調定額にあわせまして補

正を行っております。

その下の次の表です。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、1節現年度分につきましては、本年度、国へ提出いたしました負担金変更申請額にあわせまして、4,352万5,000円の増額補正を行っております。

次のページをお開きください。

1番上の表です。4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、1節現年度分につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの交付決定通知による確定額によりまして、3,772万5,000円の減額補正をいたしております。

2段目の表です。5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金につきましては、上の表の療養給付費交付金と同様に、社会保険診療報酬支払基金からの交付決定通知によります確定額によりまして、573万3,000円の減額補正をいたしております。

1つ飛びまして、4段目の表をごらんください。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目共同事業交付金の1節高額医療費共同事業交付金につきましては、現年度の交付実績をもとにいたしました見込額によりまして、714万5,000円の増額補正をいたしております。

下から2番目の表に移りまして、9款繰入金、2項基金繰入金、1目国民健康保険財政調整基金繰入金の1節財政調整基金繰入金につきましては、主に、保険給付費の増額に対応するために、6,244万9,000円の増額補正を行っております。

では、12、13ページをお開きください。次のページですね。3段目の表をごらんください。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、19節負担金・補助及び交付金。同じく2目の退職被保険者等療養給付費、19節負担金・補助及び交付金につきましては、本年度実績によります給付費の見込額に基づきまして、それぞれ6,371万4,000円と860万円の増額補正をいたしております。当初見込みよりも、実際の医療費が増加したためでございます。

4段目の表です。2款保険給付費。2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、19節負担金・補助及び交付金につきましては、これも、上の段の療養給付費と同様に本年の実績によります高額療養費の見込額に基づきまして、172万9,000円の増額補正をいたし

ております。

次のページをお開きください。下から2番目の表です。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額療養費共同事業拠出金、19節負担金・補助及び交付金、同じく2目の保険財政共同安定化事業拠出金、19節負担金・補助及び交付金、同じく2目の保険財政共同安定化事業拠出金、19節負担金補助・及び交付金につきましては、国保連合からの拠出金額の決定通知によりましてそれぞれ184万5,000円の減額補正と208万7,000円の増額補正をいたしております。

次のページをお開きください。

8款保険事業費、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、13節委託料につきましては、受診者数の実績見込みによりまして、200万円の減額補正をいたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（下川芳樹君）

議案第3号、平成24年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、詳細を説明させていただきます。

今回の補正につきましては、保険給付費、介護サービス等諸費の増額、これは利用者の増に伴うものでございます。それと、その他の部分については、実績見込みによる減額について補正をさせていただきました。詳細については、12、13ページをお開きください。

歳出の部分で、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費の部分で、19節の負担金・補助及び交付金の部分でございます。介護サービス給付費負担金、3,260万9,000円。これにつきましては、特養、それから老人保険施設、介護療養施設等の利用者の伸びに伴う増額でございます。

次のページをお開きください。

同じく、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費の中の9目地域密着型介護サービス給付費、19節負担金・補助及び交付金の地域密着型介護サービス負担金2,386万1,000円でございますが、これは、認知症対応型のグループホーム、それから小規模多機能施設の利用者の増に伴う増額でございます。

これ以外の、2款保険給付費及び1款総務費、3款地域支援事務費については、実績見込みによる減額でございます。

歳入につきましては、これら、歳出補正に伴う国及び県などの支

出金と基金、支払基金交付金並びに一般会計及び基金からの繰入金による増減でございます。

以上、よろしく願いをいたします。

町民課長（横山覚君）

それでは、私のほうからの議案第4号、平成24年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、保険基盤安定負担金の確定によります補正となっております。補正予算書の事項別明細書で説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、3目保険基盤安定繰入金、1節保険基盤安定繰入金、これにつきましては、保険基盤安定負担金の確定によりまして、97万7,000円の減額補正となっております。

続きまして、10ページ、11ページ、次のページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金の19節負担金・補助及び交付金につきましては、歳入の保険基盤安定負担金の減額を受けまして、同額の97万7,000円の減額補正をするものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

私からは、議案第5号、平成24年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第2号）の詳細につきまして、御説明をいたします。補正予算書の9ページをごらんください。病院事業特別会計補正予算事項別明細書により御説明をいたします。

このたびの補正は、病院運営事業にかかる収益的収支及び資本的収支について補正をするものでございます。まず、収益的収支です。収入では、1款病院事業収益を2,500万円増額し、収益総額を15億9,484万円とするものでございます。これは、外来患者1人当たりの診療単価の増加に伴います外来収益の増額によるものでございます。

支出では、1款病院事業費用を2,500万円増額し、支出総額を16億3,824万円とするものでございます。これは、外来収益の増加に対応いたします薬品費、診療材料費などの材料費の補正でございま

す。

続いて、10 ページ、11 ページをお願いいたします。

資本的収支でございます。収入では、1 款の資本的収入を 111 万 9,000 円減額いたしまして、収入総額を 18 億 4,492 万 5,000 円とするものです。その内容ですが、初めに、下の端の 3 項の補助金をごらんください。

この補助金は、県の耐震化補助金であります。交付決定を受けておりまして、補助金の総額 5 億 7,038 万 1,000 円、これは変更ございませんが、平成 24 年度は、1 割相当額の 5,703 万 8,000 円を減額するものでございます。減額の理由は、完了検査の関係によるものでございます。新しい病院は、この 3 月に完成をいたしまして、出来高も 10 割となることになっておりますが、建築あるいは、その消防等の完了検査は、4 月初旬になる見込みでございます。県の耐震化補助金は、建築や消防等の完了検査の後でないと、補助金の全額が交付される清算交付とならない運用になっておりまして、24 年度分としましては、概算払いで、9 割相当額が交付されることになりました。残りの、この 1 割相当額につきましては、25 年度分として全体の工事が完成いたします 10 月ごろに交付される見込みでございます。

このため、当初予定しておりました施工業者への支払いなど、財源に 5,703 万 8,000 円の不足が生じることになります。1 項の企業債につきまして、4,670 万措置しておりますけれども、こういった財源確保のためのものでもございます。2 項の出資金 921 万 9,000 円につきましては、耐震化事業の増額に伴いまして、一般会計の出資増額をお願いするものでございます。差引き、資本的収入は、111 万 9,000 円の減額となります。

次に支出のほうです。

支出につきましては、1 款資本的支出 810 万円を増額いたしまして、支出総額を 19 億 1,993 万 6,000 円とするものでございます。内容といたしましては、1 項の建設改良費、病院耐震化事業の主体工事費、附帯工事費、外構工事に増減がございまして、差引き 810 万円の増額となりました。

2 ページのほうへ戻っていただきまして、4 条は、病院耐震化事業債の増額に伴いまして、起債の限度額の引き上げを行うものでございます。5 条は、継続費の総額及び平成 24 年度、25 年度の年割

額の変更をさしていただくものでございます。

以下、3ページ、4ページに予算の実施計画、5ページに資金計画、6ページに継続費に関する調書、7ページ、8ページに予定貸借対照表を添付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

総務課長（岡林護君）

ここからは、平成25年度の予算関係になりますが、議案が。議案6号が一般会計予算。そして議案7号から議案15号までが、各特別会計の25年度の予算ですが、これは13日の勉強会で詳細は各担当課長から説明をさせていただくということになりますので、この場においては省略をさせていただきます。

それでは、引き続き、議案第16号、佐川町課設置条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

議案第16号、佐川町課設置条例の一部改正について、です。この条例改正ですが、これは、滞納整理課を平成25年度に、滞納整理課を廃止して、収納管理課を新設するというに伴います条例改正であります。

これは、参考資料として、議案第16号関係の新旧対照表がお手元に配られてるかと思えますので、それもあわせてごらんいただきたいと思います。新旧対照表のほうで、右側が旧で左側が新ですが、旧の第1条の3号の滞納整理課が、新のほうで3号収納管理課に改名するという形になります。

それから事務分掌の部分、第2条事務分掌の部分も、滞納整理課が収納管理課に改正されるということになりまして、あと、いわゆる事務分掌業務の内容ですが、アから次の、裏面にありますが、シまで、こういう形の業務を担当するということです。これに伴います条例改正でありまして、これは、平成25年4月1日から施行するということになります。

続きまして、議案第17号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第17号です。

これは、今回ですね、平成25年度より鳥獣被害対策実施隊隊員というものを特別職に追加する。そして、佐川町史編纂委員会委員を、同じように追加するということです。

この鳥獣被害対策実施隊隊員というのは、動物の駆除をするということではなくて、犬などで鳥獣を追い出すというか、いうことを担うようですが、ほとんど猟友会のメンバーの方々が、この会員に充てられているということになります。それからあと、町史編纂委員会委員は、現在、町史がございませぬけど、現在の町史以後のこと、いわゆる町の現代史を編纂するために佐川町史編纂委員会を設けますんで、その委員のことについて書いております。

これについても、新旧対照表がありますので、これも見ていただきたいんですが、こういう形で2つの委員につきまして載せます。なお、佐川町史編纂委員会委員につきましては、報酬年額が6万円という形になります。

続きまして、議案第18号、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、これもきょう、冒頭で差しかえの分で大変申しわけございませぬでした。これの、身体障害者療護施設となるべきところが、身体障害者療養施設という形になってましたんで、議案のほうは、これについて差しかえとなりまして、申しわけございませぬ。

これも参考資料と比べながら見ていただきたいと思います。これの主な改正の趣旨は、法律名が、いわゆる「身体障害者福祉法」が、「身体障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という形に、題名が改名されました。そのことに伴います改正が、主な内容になっております。

これの新旧対照表も、ここにありますように、この法律が、左側の新に書いてあります法律の名前に変わってくるということでありませぬ。

あと、それから10条の2関係は、その引用条項も同時に変わってくるということですが、なお、この条例につきましては、25年4月1日から施行されますが、第2条の規定につきましては、これは法の施行期日の関係によりませぬが、平成26年4月1日から施行するということになります。

続きまして、議案第19号、佐川町都市公園条例の制定について御説明を申し上げます。

これは、佐川町は、龍王公園を都市公園として指定していますが、その都市公園の設置、それから整備に関する技術的基準等をです、定めるための条例制定であります。

1条に趣旨を書いております。そして2条には名称、佐川町立龍王公園と、あと位置について載せております。それから3条関係は、配置及び規模に関する技術的基準ということで、さまざまな定めをしております。それから4条につきましては、公園施設の設置基準についてうたっております、5条が行為の制限。そして6条が行為の禁止。

なお、5条の行為の制限については、ここに書いてありますように、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならないということで、1号に、行商・募金その他これらに類する行為をすること。2号、業として写真、映画を撮影すること。などについて定めています。

次、6条の行為の禁止については、1号、都市公園を損傷し、又は汚損すること。2号、立木を伐採し、又は植物を採取すること。3号、土地の形質を変更すること。などについて、定めております。

7条が利用の禁止又は制限。8条が都市公園の占用。9条が許可の取消等。そして10条が、都市公園の区域の変更及び廃止等について定めをしております。

なお、この条例につきましては、25年4月1日から施行するということになっております。

続きまして、議案第20号、佐川町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

これは、地域主権一括法によりまして、高齢者等へのバリアフリー対策として、特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定であります。

1条、2条は、趣旨と定義について触れております。4条については、園路及び広場、例えば出入り口等のことについての基準について触れております。それから、かつ通路、階段等の基準も定めております。続いて、5条が屋根付広場とありまして、これは高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、ということさまざまな基準を定めているということになります。6条が、休憩所及び管理事務所で、これらを設ける場合の基準について定めております。7条が、これは、野外劇場及び野外音楽堂で、野外劇場、野外音楽堂がある場合ですが、こういう基準についての定めをしております。8条が駐車場、9条、10条が便所、そして12条が水飲場と

手洗場、13条が掲示板及び標識についての基準を定めている条例であります。

なお、この条例につきましては、平成25年4月1日から施行することになっております。以上でございます。

滞納整理課長（岡本直美君）

議案第21号について、説明させていただきます。

議案第21号、佐川町債権管理条例の制定について、佐川町債権管理条例を次のように定める。ということで、条例案について概略を説明させていただきます。

この条例は、条例の目的にありますように、統一的な債権管理の処理基準を定めることにより、公正かつ公平な町民負担を確保するとともに債権管理の一層の適正化を図るものであります。町の債権につきましては、強制徴収公債権、非強制徴収公債権と、あと私債権の3種類に分類されますが、佐川町におけるそれぞれの債権につきましては、お手元の参考資料をごらんいただければと思います。

この町の債権が滞納となった場合には、督促状を発し、原則としてですが、公債権は督促手数料及び延滞金を、私債権は督促手数料及び遅延損害金を徴収することとなります。

延滞金等の利率につきましては、税条例に準ずることとしておりますが、これは、税条例のほうが改正されることが考えられますので、そのことを見込んでおります。

第10条及び第11条ですが、税等の強制徴収公債権は自力での執行が可能ですが、非強制徴収公債権及び私債権は、裁判所を通じての強制執行となりますので、その手続きにつきまして記載しております。

第14条から第17条までは、非強制徴収公債権及び私債権につきまして、徴収停止、履行延期の特約、免除及び債権の放棄につきまして規定しております。債権の放棄ですが、1件200万円までのものを専決処分することができることとし、議会に報告することとしております。

第18条にあります佐川町行政手続条例というのは、佐川町例規集の479ページから502ページまでに掲載されておりますので、ごらんいただければと思います。主に、行政指導等について、対象外、適用除外をするものが載せてあります。

附則としまして、施行期日、この条例は、平成25年4月1日か

ら施行する。

以上でございます。

健康福祉課長（下川芳樹君）

議案第 22 号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の御説明に入る前に、次の議案第 23 号、佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例と大きく関連をいたしますので、あわせて御説明をさせていただきます。

まず、条例制定の経緯でございますが、平成 23 年 5 月 2 日付で地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、老人福祉法及び介護保険法が改正されたことに伴い、従来、厚生労働省で定めることとされていた施設の基準などについて、省令を基準として市町村がみずからの判断と責任により、条例で定めることとされました。

また、平成 23 年 6 月 15 日付で介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律などが公布されたことにより、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準なども条例で定めることとして追加され、条例制定に当たっては、1 つ、従うべき基準。これは省令で定める基準に従い、定めるものでございます。2 つ目に標準。これは省令で定める基準を標準として定めるものでございます。3 つ目に参酌すべき基準。これは省令で定める基準を参酌するものでございます。が、示されており、自治体では、これに応じながらそれぞれの地域の実情に基づいた内容の条例を制定することとされております。

この 2 つの条例は、当町が介護保険法第 78 条の 2、及び第 78 条の 4 に基づき、これまで、厚生労働省令で定められていた指定地域密着型サービスの事業の人員、開設及び運営に関する基準及び施設地域密着型サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に関する基準並びに、地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に係る基準を定めたために、制定する条例と介護保険法第 115 条の 12、並びに第 115 条の 14 に基づき、これまで厚生労働省令で定められていた指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防事業のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地

地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を定めるために制定する条例でございます。

つまり、議案第 22 号は、要介護認定を受けた方のうち、要介護 1 から 5 までの認定を受けた方が、また、議案第 23 号は、要支援 1、2 の認定を受けた方が、それぞれ利用できる地域密着型、基本的には、佐川町民のみが利用できるサービスについての条例となります。

法令に従い、新たに条例に盛り込まなければならないものをかいつまんで御説明を申し上げます。

まず、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格を法人であるものとするというふうな規定でございますが、これは議案第 22 号においては、第 3 条、第 1 項に、議案第 23 号においても同条で規定をしております。

また、指定地域密着型介護予防、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員について、29 人以下とする。この部分については、議案第 22 号の中の第 152 条第 1 項において、規定をしております。

3 つ目に、新設、変更など、町が独自の基準で、新たに条例に盛り込むもの、これは全てのサービスが共通でございますが、1 つ目に暴力団の排除についての規定を追加しております。これは、議案第 22 号、23 号とも、第 3 条第 1 項に規定をしております。

2 つ目に、記録の整備について、記録の保存期間 2 年を 5 年間に延長する。この部分については、議案第 22 号においては、第 42 条第 2 項、定期巡回随時対応型訪問介護看護、第 58 条第 2 項、夜間対応型訪問介護、第 79 条第 2 項、認知症対応型通所介護、第 107 条第 2 項、小規模多機能型居宅介護、第 127 条第 2 項、認知症対応型共同生活介護、第 148 条第 2 項、地域密着型特定施設入所者生活介護、第 176 条第 2 項、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、第 201 条、第 2 項、複合型サービス、これと議案第 32 号においては、第 40 条第 2 項、介護予防認知症対応型通所介護、第 64 条第 2 項、介護予防小規模多機能型居宅、第 85 条第 2 項、介護予防認知症対応型共同生活介護に、それぞれ規定をしております。

また、3 つ目に、非常災害対策といたしまして、地震その他の非常災害に対する防災マニュアルを策定し、必要に応じて見直し行い

を追加させていただいております。

これは、議案第 22 号においては、第 76 条第 1 項の認知症対応型通所介護、第 102 条第 1 項の小規模多機能型居宅介護、議案第 23 号においては、第 30 条第 1 項の介護予防認知症対応型通所介護、第 59 条第 1 項の介護予防小規模多機能型居宅介護。

次に事業者は、非常災害に関する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない、の旨を規定として設けております。

これは、議案第 22 号においては、第 76 条第 2 項、認知症対応型通所介護、議案第 23 号においては、第 30 条第 2 項の介護予防認知症対応型通所介護、事業者は、地域において避難、防災などの訓練が実施されるときは、参加に努めなければならない。の旨を規定を設けております。

これについては、議案第 22 号、第 76 条の第 3 項、認知症対応型通所介護第 102 条第 3 項の小規模多機能型居宅介護、議案第 23 号においては、第 30 条第 3 項の介護予防認知症対応型通所介護、第 59 条第 3 項においては、介護予防小規模多機能型居宅介護でございます。

4 つ目に、非常災害対策に係る条例がない場合の準用規定といたしまして、議案第 22 号においては、第 76 条を準用いたします。この準用に当たる部分といたしまして、第 149 条の地域密着型特定施設入所者生活介護第 177 条の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、第 102 条を準用いたしますものとして第 128 条の認知症対応型共同生活介護、第 202 条複合型サービス、議案第 23 号においては、第 59 条を準用いたしまして、第 86 条に介護予防認知症対応型共同生活介護がございます。

以上、これらの条例につきましては、新たに法が改正されたことに伴い、市町村の責任において条例化するというところでございます。なお、施行期日につきましては、平成 24 年 4 月 1 日より施行いたします。よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第 24 号、佐川町新型インフルエンザ等対策本部条例について、御説明を申し上げます。

東南アジア等を中心に家禽類の間で H 5 N 1 ア型の抗病原性鳥インフルエンザが発生し、このウィルスが家禽類から人に感染することで死亡する例が報告されております。このような抗病原性イン

フルエンザのウィルスが、人から人へ効率よく感染する能力を獲得し、病原性の高い新型インフルエンザとして発生することが懸念されております。

政府は、平成 21 年に発生した新型の豚インフルエンザの経験を生かし、平成 23 年 9 月 20 日、これまでの新型インフルエンザ行動計画を改定し、新型インフルエンザ対策への実効性を確保するため、各種対策の法的根拠の明確化を進めてまいりました。

これらの状況を経て、平成 24 年 5 月 11 日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布され、平成 25 年 4 月 1 日より施行予定となっております。

本町においても、国の施行予定に合わせまして、同法に基づき設置しなければならない佐川町新型インフルエンザ等対策本部の組織及び運営に関し、必要な事項を条例において定めるものであります。

主な条例の内容は、第 1 条において条例制定の目的を、第 2 条においては組織の職務を、第 3 条には会議の内容を、第 4 条では部の設置を定めるものでございます。

以上、審議のほど、よろしく願いをいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

それでは、補足説明をさせていただきます。まず初めに、議案第 25 号、牧野富太郎ふるさと館の設置及び管理に関する条例の制定でございませう。

こちらは、現在、工事を進めております牧野富太郎博士生誕の地に建設をしております牧野富太郎博士生家の再生の事業で行っておる施設でございます。

第 1 条のほうには、地方自治法の規定に基づきまして、牧野富太郎ふるさと館、以降は牧野館と言わさせていただきます。その設置及び管理について必要な事項を定めるものでございませう。

第 2 条、設置、佐川町歴史的風致維持向上計画に規定する重点区域の住民が自主的な活動を行うため、地域における街なみやコミュニティ形成のため及び牧野富太郎博士の顕彰に資するために、生活環境施設として牧野館を設置する。

具体的には、地域住民の集会所とか街なみや牧野博士を顕彰するための学習館と、そういった機能を持たすという意味でございませう。

第 5 条のほうには、指定管理者の業務がございませう。牧野館の利

用許可等に関する業務。牧野館の施設及び設備の維持管理に関する業務。今言いました設置の目的に達成するための事業、企画、及び運営に関する業務ということでございます。

第6条には、指定管理者の管理期間を定めてございます。指定管理者が牧野館の管理を行う期間は、指定を受けた日から、その指定の日が属する年度の翌年度から起算して5年度目の末日までとする。ただし、その指定の日が4月1日である場合には、その指定の日の属する年度から起算して5年度目の期間までとするというふうにしてございます。

休館日につきましては、第7条、休館日及び利用時間でございますが、休館日は、まず月曜日、ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合には、翌日にする、と。また、12月29日から翌年1月3日までと。それと利用時間でございますが、午前9時から午後5時まで、ただし、地域住民が先ほど申しました集会施設として利用する場合、及び町長または指定管理者が必要であると認めた場合では、この限りではございません。

以下、利用の許可、利用の制限、等を示してございます。

附則、施行の期日でございますが、この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の規定は交付の日から施行する。その、次のことと言いますのは、準備行為でございまして、指定管理者の指定に関する手続き、その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。というものでございます。

続きまして、議案第26条、佐川町公営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について、でございます。参考資料をお配りしておりますので、そちらのほうをごらんください。

まず、条例の制定の趣旨、こちらは先ほど、健康福祉課長のほうも説明されておりましたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律。これは、いわゆる地域主権一括法と言われる法律でございまして、それによりまして地方公営住宅法が改正になりました。この改正によりまして、これまで国が法令で定めていました公営住宅の整備基準について、国が定める基準を参酌して地方公共団体が条例で定めることになりました。そのため、このたび条例の新規制定を行うものでございます。

整備の基準としましては、公営住宅は、一定水準の品質と性能を備えていなければならない、公営住宅を整備、これは建設とか買い取りとか借り上げでございますが、そういった際には、公営住宅の敷地、住宅等の品質、性能について、どのような基準で整備するか、それを定めておるものでございます。

条例の内容としまして、本町においての国の定めた設備基準や品質や性能を同等とするということが適当であると判断しております。そのため、このたび制定するものは、国の基準と同様のものでも整備させていただいております。

内容につきましては、第1条には、この条例を制定する根拠、条例で定める内容等の概要を定めております。2条のほうには、この条例で使います定義。それから3条から5条には、整備の基本方針、こちらに概要をお示ししてございます。第6条から第7条につきましては、敷地の位置・安全等の基準、それから8条から13条では住宅の基準。それから14条、17条には、共同施設基準、18条で委任ということを定めてございます。

そして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第27号、これも参考資料をお配りさせていただいておりますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

これも、先ほどと同じように地方主権一括法、いわゆる地方主権一括法により道路法が改正されたものでございます。この改正により、道路の構造、技術的基準については、国が定める基準を参酌して、地方公共団体が条例で定めるということになっておりまして、このたび条例で新規制定をするものでございます。国の基準と同様に条例を制定してございます。

まず、道路の構造の技術的基準、道路の区分及び設計速度に関する基準、それと横断面の整備に関する基準、こういったことが、それぞれ具体的に記されております。条例の内容、これ先ほど言いましたように、法令と同様の内容で条例を定めてございます。

第1条のほうには、趣旨でございますが、この条例は、道路法の規定に基づき、と。町道を新設し、または改築する場合における町道の構造の一般的基準を定めるというものです。新たに新設するとか改築ですので、町道を修繕とか補修するとかいった場合には、こ

の基準には当てはまらなくてよろしいものでございます。

それから第2条のほうでは、定義というのが示されていますが、この中で、佐川町町道に該当するような定義は、第1号にございます歩道とか第4号の車道、それと第5号の車線、それから第12号の路肩、第22号の設計速度、それから第23号の視距車線と。こういったものでございます。法令を参酌しておりますので、全ての定義項目は、条例のほうには制定さしていただいております。

第3条のほうでは道路区分、それから第4条は車線、それから第5条車線の分離、以下、順次、項目のほうをお示しさせていただいておりますが、ちょっと見ていただきますと、第4条のところを見ていただきますと、第4条のところで、第4条の第4項。例えば、の例を見ていただきますと、第4項車線と。車線の幅員は、というように書いてございます。この中で、車線の幅員で、車線の幅員は第1種の第2級からございますが、現状の佐川町で、これに該当するのは第3種の第4級、これが2車線道路でございますが、片側幅員が2.75メートル、これは荷稻の国道からの道なんかやっておりますし、それから現在工事中の玉割小橋なんかもこの規定で整備しております。

一般的には、この第5項のほうにございます。これは一車線の場合でございますが、第3種の5級、車道の幅員は4メートルとする、と。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、等々による場合には3メートルでもできるという内容がございます。

それから、もとのほうへ戻っていただきまして、25条のほうには、舗装についての基準が定めております。28条には排水基準、29条には平面交差、接続の場合、それから31条には鉄道等との平面交差、33条には交通安全施設、37条防護施設、あと38条トンネルと。こういった具合に基準を定めてございます。

そして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第28号。これも参考資料をお配りしておりますので、そちらをごらんください。

議案第28号、佐川町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例でございます。こちら先ほど来と同じ、いわゆる地域主権一括法、この改正によりまして、道路標識等の設置について、国が定める基準を参酌して条例で定めるということになったため、このたび条例

の新規制定を行うものでございます。

条例の内容、本町におきましても国の定めた基準と同等とすることが適当であると判断し、この同等に、条例を制定してございます。第1条のほうでは趣旨。この条例は、道路法の規定に基づき、町道における道路標識の寸法を定める、ということです。

第2条のほうには定義が示され、第3条以下には、具体的な内容として案内標識及び警戒標識の寸法とか、それから第6条には案内標識、警戒標識の文字等の大きさの原則、さらに第8条には、その太さ、それから第9条には補助標識の寸法というようなことが基準として定めてございます。

この条例につきましても、25年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第29号でございます。こちらのほうも、参考資料をお配りしておりますので、そちらのほうをごらんください。

議案第29号、佐川町移動等円滑化のために必要な町道の整備に関する基準を定める条例でございます。これにつきましても、いわゆる地域主権一括法により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律というものが改正されてございます。

この改正により、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準については、国が定める基準を参酌して条例で定めることとなっております。そのため、このたび条例の新規制定を行うものでございます。

参考資料のほうにございますように、移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準、これはどういうことかと申しますと、歩道とか自転車、歩行者等、それから立体横断施設等に関する基準、また、今申しましたことに附則する施設に関する基準、とこういったものが該当します。条例の内容につきましては、本町におきましても、国の定めた基準と同等とすることが適当であると判断し、これを基本とした基準としております。

内容につきましては、第1章のほうは総則でございまして、趣旨、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する道路移動等円滑化基準を定めると。第2条のほうでは定義で、ここにあるのは有効幅員、車輛乗り入れ部、視覚障害者誘導用ブロック、こういったことを定義づけしてございます。

第2章のほうには歩道等、歩道、有効幅員、舗装、勾配。第3章

が立体横断施設、第4章が乗合自動車停留所、それから第5章が自動車駐車場、第6章のほうに、移動等円滑化のために必要なその他の施設等といたしまして、第30条に案内標識、第31条に視覚障害者誘導用ブロック、第32条に休憩施設、第33条のほうに照明施設、こういったところを定めてございます。

そうしまして、この条例も25年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第30号でございます。

佐川町給水条例の一部改正について、でございます。こちらは、現在の佐川町給水条例の第46条というところには、督促及び滞納処分については、佐川町税外収入の督促手数料及び延滞金条例の規定を準用する旨の条文がございます。先ほど提案されましたように、議案第21号では、今申しました佐川町税外収入の督促手数料及び延滞金の条例等の廃止をし、新たに町の債権に関する処理基準を統一的に定め、一層の適正化を図るということで、佐川町債権管理条例の議案が提出されてございます。そのため、佐川町給水条例の第46条を削除するものでございます。

続きまして、議案第31号でございます。

こちらのほうも、参考資料をお配りしておりますので、そちらをごらんください。

これにつきましても、いわゆる地域主権一括法によりまして、水道法で規定します布設工事監督者に関する配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者に関する資格基準、これを条例で定めることになったものでございます。この法令を参酌して、このたび条例を制定してございます。

内容としましては、布設工事監督者を配置する対象工事、これは第2条関係にございまして、布設工事監督者が必要な水道施設の新設、増設、改造と、こういったのはどういった内容であるかということが、第2条の第1号、第2号のほうに、それぞれ記載されております。そして、この、今申しました水道の新設、増設、改造を行う場合に技術的な監督を行う専門家、これを水道工事監督者と申しますが、それは、どのような方がなれるかということが第3条に書かれてございます。

学校教育法に基づく大学等、学科等を出て、水道事業に関する業務、それを何年以上経過したら、その資格になるとかということが第

3条に記載されてございます。それから、(3)のところですが、水道技術管理者の資格基準。これは、水道事業をやる上では、必ず配置しなければならない専門職でございます。水道技術管理者というものでございますが、その資格基準は、第4条のほうに記載されております。

これは、先ほどの布設工事監督者と同じように、学校教育法に基づくそれぞれの学校を卒業後、水道事業の職務経験数あるいは第4条の第6号で定めております厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道管理に関する講習の過程を終了した者と。こういった場合にも、この資格は与えられるということが書いてございます。現在、佐川町の水道事業におきましては、同一の職員が、それぞれの資格を有しておるところでございます。

この条例は、25年4月1日から施行するものでございます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

教育次長（岩本敏彦君）

私からは、議案第32号と議案第33号を説明させていただきます。

まず、議案第32号の差しかえにつきましては、附則の前に数字1が記入されておったものです。大変失礼をいたしました。

それでは、議案第32号、佐川町総合文化センター設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、説明させていただきます。参考資料をつけさせていただいておりますので、あわせてごらんください。

この改正の主な内容は、文化センターの運動場を佐川中学校のグラウンドにするためのもので、それに合わせて細部を見直したものです。まず、法令が、スポーツ振興法がスポーツ基本法に変わったものと、現在、結婚式場がございませんので、その部分を削り、文化センターの運動場を佐川中学校のグラウンドにいたしますので、削りまして、第2運動場としておりました名称が「さかわナウマングラウンド」になりましたので、そのように改正するものです。

そして附則2として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものです。

次に、議案第33号、佐川町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について、説明をさせていただきます。これも、参考資料をあわせてごらんください。

この改正は、文化センターのグラウンドを佐川中学校のグラウン

ドにいたしますので、夜間、半面 1,330 円を加え、スポーツ団体が学校開放として利用できるようにするものでございます。そして、附則として、この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行するものです。以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

議案第 34 号、佐川町病院事業の設置等に関する条例の一部改正につきまして、私のほうから補足説明を申し上げます。

参考資料をお配りさせてもらっておりますので、あわせてごらんになっていただきたいと思います。

今回の条例改正の内容は 2 つあります。1 つは、病院の結核病床の廃止、2 つ目は、病院事業で重要な試算を取得または処分するときの予算で定めるべき基準となる価格を変更すること。この 2 つでございます。

まず 1 点目の結核病床の廃止でございます。高北病院条例第 1 条、第 4 項、第 2 号におきまして、結核病床 10 床を設置すると規定をしているところでございますが、この結核病床の両立につきましては、近年患者の受け入れが激減をしております、最近ではゼロ状態が続いております。これは、予防接種の普及、治療薬の進歩、それから生活水準の向上といったようなことが原因になっておられると思われまます。

そうした中、この病院の耐震化事業の施工に当たりまして、診療体制の見直しもあわせて行う中で、結核病床を廃止する方針に至りました。この廃止につきましては、県との協議が整うことが必要でございますけれども、昨年、結核病床を本年度末をもって廃止するということにつきまして了解に達しました。

2 点目は、第 6 条の関係ですが、重要な資産の取得及び処分について、であります。病院事業の用に供する重要な資産の取得及び処分につきましては、予算で定めることになっております。その価格を現行の 1,700 万円以上から 700 万円以上に引き下げるものでございます。

以上、いずれも所要の規定の整備をするものでございまして、本年 4 月 1 日から施行をすることになっております。以上、よろしくお願ひをいたします。

総務課長（岡林護君）

議案第 35 号の、加茂地区住民センター・老人憩いの家の指定管

理者の指定について、御説明を申し上げます。この加茂地区住民センターと老人憩いの家は、従来から加茂地区部落長会に管理をいただいております。適切に管理、運営をしていただいておりますことから、引き続き指定管理をお願いするものでございます。

なお、指定の期間は、本年4月1日から平成28年3月31日までとなります。以上です。

産業建設課長（渡辺公平君）

議案第36号関係の補足説明をさせていただきます。斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定につきましてでございます。これも引き続きまして、特定非営利法人とかの元気村に指定するものでございます。指定の期間は、25年4月1日から28年3月31日まででございます。

続きまして、議案第37号、ふれあいの里尾川の指定管理者の指定について、でございます。こちらにつきましても、引き続きまして、尾川地区活性化協議会を指定管理者とするものでございます。指定の期間は、25年4月1日から26年3月31日までとしてございます。これは、1年度間だけということは、25年度におきまして、この施設を改造いたしまして、集落活動センターとして改造するような計画がございます。そのため、25年度中のみにしまして、また26年度以降については、改めて指定管理をするものでございます。

次に、議案第38号関係でございます。佐川町多目的集会施設の指定管理者の指定につきまして、これは、JAコスモス黒岩事業所の裏手にございます町の施設でございます。こちらにつきましても、引き続きましてコスモス農業協同組合を指定管理者とするものでございます。指定の期間は、25年4月1日から28年3月31日まででございます。

議案第39号、牧野富太郎ふるさと館の指定管理者の指定について、でございます。こちらは、指定管理者となる団体、高知県高岡郡佐川町甲1286番地、特定非営利活動法人 佐川くろがねの会さんのほうを考えてございます。指定の期間は、牧野富太郎ふるさと館の供用を開始する日から平成31年3月31日までとしてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育次長（岩本敏彦君）

私からは、議案第40号と41号を説明させていただきます。

まず、議案第40号、佐川町立図書館の指定管理者の指定につき

ましては、指定管理者の候補者が公募による選定によりまして、現在の指定管理者でありますとかの元気村となりましたので、議会の議決を求めるものです。なお、指定の期間は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとなっております。

続きまして、議案第 41 号、佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定管理者の指定につきまして、でございますが、これも指定管理者の候補者が公募による選定によりまして、現在の指定管理者でありますとかの元気村となりましたので、議会の議決を求めるものです。なお、指定の期間は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとなっております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

先ほどは申しわけございませんでした。議案第 42 号、工事請負契約の変更契約の締結について、の補足説明をさせていただきます。

これは、街なみ環境整備事業 浜口邸の改修を行っておるものでもございます。682 万 950 円の増額でございます。契約の相手方は、こちらにお示しさせていただいておるとおりでございます。

参考資料をお配りしておりますので、そちらのほうをごらんください。まず、平面図がございますが、左の大きいのが 1 階の平面図でございます。右のほうにありますのが、2 階の平面図でございます。右の下のほうに、設計変更概要として①から⑩項目まで、変更内容とそれに伴います変更金額をそれぞれお示しし、合計が 680 万 2,000 円となっております。ここの、それぞれの項目のところに、番号を付しておりますが、ちょっと字が小ちようて申しわけございませんが、それぞれ該当するところを、色を入れた桃色で塗った数字を書いてございます。

①番目、東妻面軸組み腐朽のため、壁面全面撤去・柱・梁取り替え。貫新築工事の追加で 121 万 9,000 円でございます。これは、①というふうに、この上のほうに書いてございますが、このあたりが、その該当になったところでございます。すいません、遅うなりましたが、この図面の上側のほうを上町の町道が東西に通っております。右手のほうは、町道ございまして、道隔てまして司牡丹さんのほていがございます。これをずーっと下のほうへ行きましたら、牧野公園へ行くというような位置関係になってございます。

それからあと、⑨のところでは、大屋根不陸のため、ようは水平

になっちゃあせんような状態であった、新設たるきと野路板による不陸修正工事と、こういったものの追加で 226 万 8,000 円となっております。

設計段階では、もう全くわからず、工事に入ってから、それぞれ内部を剥いてみたりいたしましたところ、非常に腐朽が進んでおる、腐って形が崩れておるような状態で、新たに構造計算をやり直して、新規の材料を導入していく必要があるとかいうようなことで、これだけの金額の増額になってございます。

それから、参考資料の次のページのほうには、今度は立面図。左上のほうが北側、北側ですので、この上町の町道ですね、この図面で言うたら、さっきの平面図で言うたら、平面図の上のほうからの位置関係になりますが、北側からの立面図。その下側が南側からの立面図。牧野公園のほうからです。それから右手のほうには、西側の立面図。それから右下のほうには東側の立面図。これも、それぞれの、先ほど申しました増額になる、それぞれの箇所を番号で付して示させていただいております。

続きまして、議案第 43 号でございます。平成 24 年度佐川町水道事業特別会計資本剰余金の処分について、でございます。これも、いわゆる地域主権一括法の施行によりまして、地方公営企業法が改正されてございます。改正され、地方公営企業法の第 32 条第 3 項に、毎事業年度に生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、または、議会の議決を経て行わなければならないというふうに、法改正により定められたところでございます。

そのため、該当がありまして、その処分の議案を議決を求めるものでございますが、内容につきましては、平成 24 年度に、猿丸、紫円地区で配水管、いわゆる石綿管、これを耐震の鋳鉄管に布設がえをしております。もとあった配水管、それを除却するということになってまいります。

この除却する配水管は、昭和 55 年度と 56 年度に、797 万 8,000 円の補助金を導入して設置されたものでございます。先ほど言いましたように、地域主権一括法の施行に伴い、公営企業法の改正により、この入った補助金 797 万 8,000 円を処分するに際し、議会の議決が必要になり、それを求めるものでございます。

次のページをごらんいただきますと、平成 24 年度佐川町水道事業特別会計剰余金計算書というのがございます。その中で、この表

の一番右上のところに、資本剰余金というに書かれておりますが、これは、予算書なんかで、貸借対照表の資本の部に示されておるものでございます。資本剰余金は、補助金、中途財産評価額、工事負担金、加入負担金で構成され、前年度末の残高が10億2,979万8,122円となっております。この中で、補助金額が前年度末7億6,448万2,034円。処分後も同額でございますが、先ほど申しましたように、布設がえにより除却する資産、それに対する補助金額797万8,000円。この処分について議会の議決を求めるものでございます。

議決いただければ、当年度末の見込残高、補助金は、7億5,650万4,034円となりまして、資本剰余金合計の当年度末見込残高は、10億2,182万122円となるものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

総務課長（岡林護君）

私からは、議案第44号から46号までを一括して御説明をさせていただきますと思います。

まず、議案第44号、こうち人づくり広域連合規約の変更について、です。この、こうち人づくり広域連合の、このたび、広域計画が改定されたことに伴いまして、語句の改正等の規約の変更の必要性が生じたことによる改正であります。

なお、この議案44号も含めまして、議案46号までの規約の変更につきましては、地方自治法の規定によりまして、関係地方公共団体の議会の議決を要するということになります。

この内容ですが、新旧対照表をあわせてごらんいただきたいと思いますが、まず、4条で言えば、「人材交流、人材確保及び調査研究」という言葉が「研修支援、人材交流及び政策研究」に改正されたということになります。それから5条関係ですが、まず、(3)号の「人材確保事業に関すること」を削ります。(2)号の「人材交流事業に関すること」を繰り上げて(3)号にいたします。それから、「調査研究事業」を「政策研究事業」に改めます。それから、新のほうの(2)号ですが、「研修支援事業に関すること」を新たに(1)号の次に加えるということ。こういう内容でございます。

なお、この規約については、高知県知事の許可のあった日から施行するというようになっております。

続きまして、議案第45号、高吾北広域町村事務組合理規約の変更について、であります。

この規約の変更につきましては、障害者保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴いまして、「障害者自立支援法」の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と改正されたことによりまして、この組合内規約の引用条項について変更する必要が生じたことによります。

これも、新旧対照表をあわせてごらんください。

右側の旧のほうで、「障害者自立支援法」となっておりますのが、左側、「障害者の日常生活及び社会生活云々」の法律に変更になっております。

それから、下のほうで「障害者自立支援法」、これも同じくそういう法律の名前が変わっているということになります。以上でございます。

次に、議案第 46 号について、御説明を申し上げます。

日高村佐川町学校組合規約の変更について、でありまして、これは、当組合の教育委員会事務所が移転したことによりまして、住所、地番を変更するものです。

これも新旧対照表をごらんいただきたいと思いますと思いますが、旧では、「日高村岩目地 48 番地」が「日高村岩目地 40 番地」に変更となります。なお、先ほどの 45 号、それからこの議案 46 号も、施行日は平成 25 年 4 月 1 日となります。以上でございます。

議長（永田耕朗君）

以上で、議案第 1 号から議案第 46 号までの提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次の会議を 11 日の午前 9 時とします。

本日は、これをもって散会します。

散会 午後 12 時 15 分

